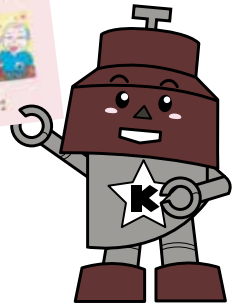


65歳以上の
みなさんへ

介護保険が変わります

1 やさしさ あんしん いきいきプラン

平成27～29年度を対象とした「第6期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、いかなる心身の状態にあっても、尊厳を保ち、安心して幸福に暮らせる地域社会を構築することを基本理念とし、地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んでいきます。詳細は市ホームページ・市政情報コーナーをご覧ください。



2 平成27～29年度の保険料が変わります

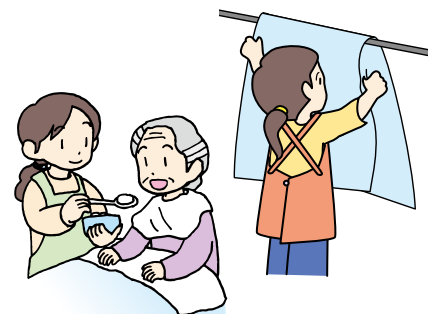
介護保険事業計画の中でサービスの利用量、第1号被保険者数の増加を考慮して決定しています。

保険料段階	対 象		保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護を受給、本人と世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入=80万円以下 など		基準額×0.43 (平成27年6月確定予定)	25,540円
第2段階	本人と世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入=120万円以下		基準額×0.70	41,580円
第3段階	本人と世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入=120万円を超える		基準額×0.75	44,550円
第4段階	本人住民税非課税で世帯に課税者有	前年の合計所得+課税年金収入=80万円以下	基準額×0.85	50,490円
第5段階		第4段階以外	基準額	59,400円
第6段階	本人住民税課税で前年の合計所得が	125万円未満	基準額×1.10	65,340円
第7段階		125万円～150万円未満	基準額×1.25	74,250円
第8段階		150万円～200万円未満	基準額×1.40	83,160円
第9段階		200万円～250万円未満	基準額×1.50	89,100円
第10段階		250万円～300万円未満	基準額×1.60	95,040円
第11段階		300万円～350万円未満	基準額×1.70	100,980円
第12段階		350万円～400万円未満	基準額×1.80	106,920円
第13段階		400万円～450万円未満	基準額×1.90	112,860円
第14段階		450万円～500万円未満	基準額×2.00	118,800円
第15段階		500万円～600万円未満	基準額×2.10	124,740円
第16段階		600万円～800万円未満	基準額×2.20	130,680円
第17段階		800万円以上	基準額×2.30	136,620円

3 8月から介護サービスの利用者負担が変わります

制度改正により、一定以上の所得がある65歳以上のかたの利用者負担割合が2割に引き上げられます。

所得金額の要件		利用者負担
合計所得金額が160万円未満のかた		1割負担
合計所得金額が160万円以上のかた	同一世帯の第1号被保険者(65歳以上)の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計額が346万円(世帯内に他の第1号被保険者がいない場合280万円)未満	1割負担
	上記以外	2割負担



負担割合は、7月下旬に送付する「負担割合証」で確認してください。
※1カ月の利用者負担額には上限があるため、必ず2倍となるものではありません。

問い合わせ…介護保険課 1 ☎048-259-9004 2 ☎048-259-7295 3 ☎048-259-7296 FAX048-252-3737